

提出内容

受付番号： 630225002000000001
提出日時： 2025年3月5日14時39分

案件番号： 630225002
案件名： 「裁定制度の運用要領」改正案に対する意見募集
所管省庁・部局名等： 特許庁総務部総務課法規第一班 TEL: 03-3581-1101
(内線2104)
意見・情報受付開始日時： 2025年3月5日10時0分
意見・情報受付締切日時： 2025年4月3日18時0分

郵便番号： -
住所：
氏名：
連絡先電話番号： --
連絡先メールアドレス： fubuki@tokkyoteki.com

提出意見：
改正案では、「『公共の利益のため特に必要であるとき』の主要な事例」として、(i)「国民の生命」など国民生活に直接関係する分野で特に必要な場合が挙げられています。しかし、この事例の中に「国民の健康」は含まれていません。

そこでお伺いしますが、「健康」は必ずしも「生命」に関わるわけではないものの、特に必要とされる場合があります。そのような場合でも、「公共の利益のために特に必要であるとき」の対象には含まれないのでしょうか。

実際に、裁定請求事案では「健康」に直接関係する事案が取り扱われましたし、工業所有権審議会発明実施部会（第23回）でも、「健康」を明記すべきかどうか議論されました。こうした具体的な事例があるにもかかわらず、改正案において「健康」が対象となるのかが明確ではありません。この点について、ご説明いただけますでしょうか。